

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

中心市街地及びその周辺地域には、堺市民会館をはじめとする文化施設、市立堺病院、堺保健センターや堺市総合福祉会館等の医療・福祉施設、幼稚園、小中学校、高等学校等の教育施設といった、様々な都市福利施設が立地している。

しかしながら、施設が更新されず建物が老朽化している堺市民会館や、区役所から離れた場所に位置する堺保健センターなど、市民ニーズに応えきれていない施設も存在している。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地における教育文化や医療、社会福祉等の福祉及び利便のための施設の集積・立地は、居住人口・交流人口の増大を促し、賑わいの創出に寄与するものであり、快適な都市生活を提供するものとして中心市街地の活性化を図る上で必要性が高いことから、市民会館の建て替え、堺保健センター庁舎整備等の都市福利施設の整備を推進する。

(3) フォローアップ

中心市街地活性化基本計画に位置付けた事業については、事業の進捗状況を定期的に調査し、必要に応じて改善措置を講じることとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2)-① 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：市民会館建替え事業【再掲】</p> <p>内容：老朽化した市民会館の建替え 敷地面積 14,333 m² 施設の延面積約 19,650 m² 大ホール・小ホール・リハーサル室・練習室・会議室等</p> <p>実施時期：平成 25 年度～令和元年度</p>	堺市	<p>老朽化し閉館した市民会館を、新しい芸術文化の創造・交流・発信の拠点として建替えを行うものである。</p> <p>優れた文化・芸術にふれる機会を提供するための機能を充実・発展するとともに、文化芸術活動等を通じた多様な交流やまちの賑わい創出や都心地域における良好な都市空間の形成に寄与し、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置] 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）</p> <p>[実施時期] 平成 27 年度～平成 30 年度</p>	

(2)-② 認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：キッズサポートセンターさかい運営事業</p> <p>内容：(株)高島屋・(株)ポーネルンドとの協働により、キッズサポートセンターさかいを高島屋堺店9階に開設し運営する。</p> <p>(1)子どもとその保護者等の集い・憩い・交流の場の提供</p> <p>(2)保護者等の子育てに関する相談</p> <p>(3)絵本コーナーの提供・読み聞かせイベント等の実施</p> <p>(4)発達障害児支援事業</p> <p>(5)子育て講習会・父親の育児支援・ワークショップ等の実施</p> <p>(6)親子の室内遊び場「キドキド」(ポーネルンドが事業主体)</p> <p>(7)イベントスペースの運営(高島屋が事業主体)</p> <p>(8)堺マザーズハローワークとの連携</p> <p>実施時期：平成26年度～平成30年度</p>	<p>堺市</p> <p>(株)高島屋</p> <p>(株)ポーネルンド</p>	<p>子どもとその保護者等が『遊び』を出発点に集い、交流し、気軽に相談できる子育て支援の場を提供することにより、子育ての孤立化を防ぎ、子育てに関する不安感や負担感を軽減するとともに、幅広い層の市民が利用しやすく親しまれる子育て支援の場とすることにより、まちの賑わいを創出するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</p>	<p>[支援措置]</p> <p>子ども・子育て支援交付金(地域子育て支援拠点事業)</p> <p>[実施時期]</p> <p>平成26年度～</p>	

(4) 国の支援措置のないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：堺市文化観光拠点（さかい利晶の杜）運営事業【再掲】</p> <p>内容：堺の歴史文化の魅力を発信し、文化振興や観光集客に資する文化観光拠点を運営し、まちの賑わい創出と地域経済の活性化、都市魅力の向上を図る。</p> <p>実施時期：平成 26 年度～</p>	<p>堺市</p>	<p>「堺市文化観光拠点（さかい利晶の杜）」は、堺の特色ある歴史文化の魅力を広く発信し、文化振興や観光集客に資するため、下記の施設を一体的に整備し、平成 27 年 3 月にオープンした。</p> <p>○堺市立歴史文化にぎわいプラザ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光案内展示室 ・千利休茶の湯館 ・与謝野晶子記念館 ・茶の湯体験施設 <p>○来訪者サービス施設</p> <p>○交通関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光バス・自家用車駐車場 ・コミュニティサイクルポート <p>この施設を拠点に、阪堺線や自転車（コミュニティサイクル）、観光周遊バスなどを組み合わせた市内周遊のネットワークを形成するとともに、周辺で取り組まれているまちづくり活動との連携を通じて相乗的な活性化を図ることにより、まちの賑わい創出と都市活力の向上に寄与するものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」「楽しく回遊できる中心市街地の形成」に資する事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名：保健センター庁舎整備事業</p> <p>内容：区民の利便性の向上を図るため、堺保健センター庁舎を堺区役所（本庁舎）敷地内へ整備</p> <p>実施時期：平成 26 年度～令和 2 年度</p>	堺市	<p>区役所から離れているなどの理由で、多くの区民から堺区役所内への移転要望があった堺保健センターを、堺区役所（本庁舎）敷地内に市民駐車場と一体的に整備することにより、区民の利便性向上を図るものであり、「新たな都市魅力創出によるまちの顔づくり」に資する事業である。</p>		